

海洋調査活動の相互事前通報の枠組みの実施のための
口上書の交換について

1. 海洋調査活動の相互事前通報の枠組みを2月14日から実施するための口上書の交換は、2月13日、北京において、在中華人民共和国日本大使館と中華人民共和国外交部との間で行われた。
2. 本件枠組みは、平成12年8月28日、北京で行われた日中外相会談において、海洋調査船の問題に関し、相互事前通報の枠組みを作ることで一致したことを踏まえ、事務レベルの協議を継続してきた結果、今般双方で妥結したものである。
3. 本件枠組みにより、日中双方は、東海における相手国の近海で海洋の科学的調査を行う場合、調査開始予定日の2ヶ月前までに相互に事前通報を行う（4月14日までに行われる調査については、計画が明らかになり次第通報を行う）こととなる。